

「認知症サポーター」になりませんか？

認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を見守る応援者として活動するボランティアです。全国で1,400万人を超える認知症サポーターが誕生しています。



▲認知症サポーターキャラバン
マスコットキャラクター ロバ隊長

●認知症を理解する

認知症は、脳の細胞が死んだり、働きが悪くなることで、精神や身体の活動がうまくいかず、生活に支障が出ている状態をいいます。

●認知症の人の杖になる

「認知症の人は何も分からない」は間違いです。認知症かもしれないと悲しんでいるのは本人です。周囲の人が理解し、できない部分を補う「杖」となれば、自分でできることも増え、穏やかに暮らしていくことができます。

●認知症サポーターになるには

市で開催する「認知症サポーター養成講座」を受講してください。また、市民の皆さん、企業（職場）、団体、学校などで開催希望があれば、講師（キャラバン・メイト）の派遣や教材の提供を行います。

※会場の確保と準備は開催希望団体で行ってください。

全国キャラバン・メイト連絡協議会



「認知症サポーター養成講座」

- 日時** 2月21日(火)
午後1時30分～3時30分
(受付▶午後1時15分)
- 場所** はびすしらおか 会議室3～5
- 対象** 市内在住・在勤・在学のかた
- 定員** 40名(先着順)
- 費用** 無料
- 講師** 認知症サポーター養成講師
(キャラバン・メイト)
- 申込み** 2月20日(月)までに窓口または
電話で(土・日曜日、祝日を除く。)
- 問合せ** 高齢介護課地域支援担当
☎0480(92)1111 内線173～175

国民年金保険料の「追納」で老齢基礎年金額を増やしませんか？

保険料の免除や猶予の承認期間がある場合、全額納付した場合より年金額が少なくなります。

10年以内に、追納（後から納付）することで、将来受け取る年金額を増やすことができます。また、追納分は、所得税及び住民税の申告で社会保険料控除の対象となります。

申し込み方法

年金事務所または市保険年金課に「国民年金保険料追納申込書」を提出してください（口座振替・クレジット納付不可）。

3月31日（金）までに納付する場合の追納額は、下表のとおりです。

令和4年度 追納保険料の月額

(円)

年度	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	注意事項
平成24年度分	15,220	11,410	7,610	3,800	納付期限は各月末となります。
平成25年度分	15,190	11,390	7,600	3,800	
平成26年度分	15,340	11,510	7,670	3,830	
平成27年度分	15,670	11,750	7,830	3,920	
平成28年度分	16,330	12,240	8,160	4,080	
平成29年度分	16,540	12,410	8,260	4,130	
平成30年度分	16,370	12,270	8,190	4,090	
令和元年度分	16,430	12,320	8,210	4,100	
令和2年度分	16,540	12,400	8,270	4,130	追納加算額は ありません。
令和3年度分	16,610	12,460	8,300	4,150	追納加算額は ありません。

《注意》

- ①免除などの承認を受けた期間から10年経過間近だと、市での申し込みができない場合があります。
- ②免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
- ③4分の3免除・半額免除・4分の1免除を承認されていた場合、それぞれ4分の1保険料・半額保険料・4分の3保険料が納付済みであれば、追納できます。
- ④原則、承認などをされた期間のうち、古い期間からの納付となります。

問合せ 春日部年金事務所 ☎048(737)7112(代表) 市保険年金課国民年金担当 ☎0480(92)1111 内線140・149